

にいがた県中央マイスター選考委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、にいがた県中央マイスターに関する要綱第8条の規定に基づき、にいがた県中央マイスター選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、にいがた県中央マイスター(以下「県中央マイスター」という。)を認定するため、適正な審査を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、認定基準に基づき、県中央マイスターの候補者の審査を行う。

(委嘱及び任期)

第3条 選考委員会の委員は、三条地域振興局長(第8条において「局長」という。)が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任についてはこれを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の構成)

第4条 選考委員会の委員は、ものづくりの基盤技術、技能等に関する専門的な見識を有する専門家及び学識経験者10名以内をもって構成する。

2 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(委員長の職務及び職務代理)

第5条 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(選考委員会の運営)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

2 選考委員会の議長は、委員長が務める。

3 選考委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、三条地域振興局企画振興部に置く。

(委任)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。